



高知県宿毛市及び幡多郡黒潮町における「中学生向け独占禁止法教室」の
開催について

令和３年１１月２２日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所四国支所

公正取引委員会は、将来を担う中学生に対し、早い段階で独占禁止法の役割を理解してもらうために、これまで全国各地の中学校において、当委員会の職員による「中学生向け独占禁止法教室」を開催してきています（別紙１参照）。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、同教室を下記のとおり開催することとしました。

記

１ 日時及び場所（詳細は別紙２参照）

令和３年１１月２９日（月）宿毛市立東中学校

同 ３０日（火）黒潮町立大方中学校及び
黒潮町立佐賀中学校

２ 講師 公正取引委員会事務総局四国支所 職員

３ 対象者 各校第３学年生徒

４ 内容 シミュレーションゲームで学ぶ競争の重要性、クイズを通じた独占禁止法違反行為の紹介、模擬立入検査等

※ 今回の独占禁止法教室は、授業中のカメラ撮影、傍聴取材が可能です。御希望の場合には、令和３年１１月２６日（金）までに下記の問い合わせ先に御連絡ください。

また、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から次の事項について御協力をお願いいたします。

- ① 取材の際、マスクの着用をお願いします。
- ② 会場へ入る際、アルコール消毒又は手洗いの実施をお願いします。
- ③ 事前に体温を検温し、発熱がある場合には取材をお控えください。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局四国支所総務課
	電話 ０８７－８１１－１７５０（直通） 佐々木、松山
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/regional_office/shikoku/

独占禁止法教室（出前授業）の御案内

公正取引委員会では、実務経験を積んだ公正取引委員会の職員を中学校の授業に講師として派遣して、独占禁止法の役割や市場経済の仕組み、競争の重要性等について、分かりやすく説明する「独占禁止法教室」を開催しています。

独占禁止法教室の授業内容は、生徒が企業経営者の立場になってライバル企業と競争する中で、競争の必要性や競争をやめてしまうとどのような悪影響が引き起こされてしまうのかといったことや、生徒が消費者の立場になって企業同士が競争することにより消費者にどのようなメリットがあるのかを学ぶシミュレーションゲーム（カードゲーム）や身近な事例などを用いて分かりやすく説明していきます。

授業内容（例）

① キーワードを学習

「独占禁止法」、「市場経済」、「競争」等のキーワードを示して、授業における理解目標を認識し、独占禁止法の概要、市場経済の仕組み、競争の必要性等を総合的に理解します。



② シミュレーションゲーム

グループに分かれてスマートフォン販売店を作り、販売価格やサービスを考える中で、自由に競争した場合と競争しなかった場合とではどのような違いがあるのかというシミュレーションゲームを通して、競争の必要性、競争による消費者のメリットを理解します。



③ 身近な事例紹介

身近な商品について「カルテル」などの独占禁止法違反事例をクイズで紹介し、日常生活との結び付きを実感し、問題意識を高めます。



④ 立入検査・事情聴取の紹介

独占禁止法違反のおそれのある企業に対して公正取引委員会が行う立入検査や事情聴取を紹介し、公正取引委員会の活動やその意味を理解します。



開催日程等一覧

	内容
1	日 時：令和2年11月29日（月） 6時間目 14：15～15：05 学 校 名：宿毛市立東中学校 （高知県宿毛市平田町戸内2070車岡） クラス数：1クラス（21名）
2	日 時：令和2年11月30日（火） 2時間目 9：40～10：30 3時間目 10：40～11：30 学 校 名：黒潮町立大方中学校 （高知県幡多郡黒潮町入野5220） クラス数：2クラス（各26名）
3	日 時：令和2年11月30日（火） 5時間目 13：30～14：20 学 校 名：黒潮町立佐賀中学校 （高知県幡多郡黒潮町佐賀600） クラス数：1クラス（15名）